

2021年11月

お客さま各位

株式会社みちのく銀行

NISA口座みなし廃止のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年度税制改正により、2021年12月31日時点で一定の要件を満たすNISA口座を有するお客さまについて、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなす、いわゆる「みなし廃止」措置が実施されることとなりましたので、ご案内申し上げます。

記

1. NISA口座みなし廃止措置について

次の要件を満たすお客さまのNISA口座については、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなし、自動的に廃止されます。

2022年1月1日にNISA口座を廃止した後、対象のお客さまへ非課税口座廃止通知書の郵送や廃止した旨のご案内はいたしませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

<NISA口座みなし廃止要件>

2021年12月31日時点で当行に2017年分の一般NISA口座があり、かつ2018年以降の勘定（一般NISAまたはつみたてNISA）の設定を一度もされていないお客さま

2. お客さまのお手続きについて

(1) 引続きNISA口座でのお取引を希望される場合

2021年12月30日までにマイナンバーの提出やNISA口座の勘定設定手続きが必要となります。お手続きに必要な書類についてはお取引店までお問い合わせください。

(2) 今後NISA口座でのお取引を希望されない場合（＝みなし廃止を希望する）

お客さまのお手続きは**不要**です。

なお、NISA口座がみなし廃止された後、あらためて当行へマイナンバーの提出やNISA口座開設のお手続きを行っていただくことで、NISA口座をご利用いただくことができます。

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは下記またはお取引店までお問い合わせください。

みちのく銀行 営業企画部 資産運用コンサルティング室
電話：0120-3709-43（平日9：00～17：00）

以上